

佐野市市民活動センター施設利用者 各位

センターからのお知らせ

1 平成25年度 センターの利用に関する要件の一部変更について

平成25年度から「センターの利用」につきましては、佐野市からの通知により、下記のように変更されましたので、ご通知いたします。

- ・センターのご利用は、**センターへの登録を要件とせず**、下記の要件に該当すれば可能です。
- ①「活動の公益性」及び「特定非営利活動法に定める活動20項目に該当」している活動。
- ②「利用許可申請連絡」及び「利用許可申請書の提出」と「利用の許可」。
- ③ 利用申請の可能期間は、当月を含む3か月（月単位）までとし、許可は申請先着順。
*「利用許可申請連絡」とは、口頭・電話・FAX・メールでの予約申込みの事です。

*ただし「印刷」につきましては、下記の手続きが必要となります。

- ・ 利用許可申請の時に、「印刷原稿の提示」をいただき、利用報告の時に「印刷物の提出」をお願いいたします。

2 「登録」につきましては、次のようなメリットがありますので、お勧めいたします。

- ・ ホームページや紙面への掲載（団体紹介の掲載や団体活動情報の発信等、広報に役立ちます。）
- ・ センター情報のお届け（活動支援、講座等の案内・情報紙ここねっと、シャイニングアイ他）
- ・ センター他との事業連携実施や他の団体とのコーディネートなど。
*掲載については、センターホームページ「市民活動センターとは」からシートをダウンロードしてご記入の上、ご持参いただくか、メール（写真も含む）又はファックス等でご提供ください。

登録の場合は、必要事項をご記入のうえ下記の書類をご提出してください。

- ・ 平成25年度市民活動センター登録カード（団体または個人）
団体の場合は、規約または定款等・会員名簿（総会資料でも可）を添付願います。
- ・ 平成25年度ボランティア活動保険（社会福祉協議会受付）に加入済みの場合は、**領収書及び加入者名簿（会員名簿として活用可）のコピー**を添付願います。

3 ロッカー（A3サイズ収納可20台、1台月額100円）の利用について

利用を希望される団体は、「市民活動センターロッカー利用申込書」に必要事項を記入のうえ、**3月27日（水）までにお申し込みください。**

現在利用されている団体も、利用期限が平成24年3月31日で終了となりますので、引き続き利用を希望される場合は、同様にお申し込みください。

- ※ 利用申し込みが20件を越えた場合は、公開抽選にて利用者が決定されますので、ご承知おきください。（抽選日3月29日（金）14時からセンターサロンにて実施）

以上

佐野市市民活動センター 佐野市大橋町3211番地5 TEL/FAX 0283(20)5166 e-mail sanosc@sctv.jp
